（総務課の所掌事務）

第五百八十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公印の保管及び公文書類に関すること（調整課及び業務管理課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（人事課の所掌事務）

第五百八十条の二　人事課は、職員の人事に関する事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第五百八十一条　会計課は、会計、物品及び営繕に関する事務（業務管理課及び施設管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（業務管理課の所掌事務）

第五百八十二条の二　業務管理課は、試験、検査、検定及び製造に関する庶務、会計及び物品に関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（施設管理課の所掌事務）

第五百八十二条の三　施設管理課は、試験、検査、検定及び製造を行う建築物の営繕に関する事務をつかさどる。

（ウイルス第三部の所掌事務）

第五百八十五条　ウイルス第三部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　発疹性ウイルスに起因する感染症（ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るものを除く。次号において同じ。）に関し、病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二　インフルエンザウイルス及び呼吸器系ウイルス並びに発疹性ウイルスに起因する感染症に関し、予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

第五百九十条　削除

（総務課の所掌事務）

第五百八十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の人事、公印の保管及び公文書類に関すること（調整課及び業務管理課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（新設）

（会計課の所掌事務）

第五百八十一条　会計課は、会計、物品及び営繕に関する事務（業務管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（業務管理課の所掌事務）

第五百八十二条の二　業務管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　試験、検査、検定及び製造に関する庶務、会計及び物品に関すること。

二　試験、検査、検定及び製造を行う建築物の営繕に関すること。

（新設）

（ウイルス第三部の所掌事務）

第五百八十五条　ウイルス第三部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　呼吸器系ウイルス及び発疹性ウイルスに起因する感染症（ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルス及びインフルエンザウイルスに係るものを除く。次号において同じ。）に関し、病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二　呼吸器系ウイルス及び発疹性ウイルスに起因する感染症に関し、予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

三　前号に掲げるもののほか、ウイルスに起因する感染症に関し、予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（サイトカイン及びケモカインに係るものに限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（免疫部の所掌事務）

第五百九十条　免疫部は、感染症その他の特定疾病（ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに起因する感染症を除く。）に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の免疫学的研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二　予防衛生に関する免疫学的調査及び研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）を行うこと。

三　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（エンドトキシン試験に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

四　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。